嵐教委発第１２１５号
平成３０年７月１７日

嵐山町立各中学校長　様

嵐山町教育委員会教育長

部活動の改善及びその検討について（依頼）

日頃より、各町立中学校におかれましては、部活動を通して生徒の健全育成を図っていただき、心より感謝申し上げます。

さて、各部活動顧問の熱心な指導等により、教職員としてしっかりと子供と向き合うとともに、生徒指導及び技術力向上の観点からも成果をあげていただいているところです。

一方、生徒、保護者の考えの多様化、また働き方改革の面からも部活動の運営について埼玉県教育委員会からも改善について求められているところです。

つきましては、部活動の指導において、下記の事項について御留意いただきますようお願いいたします。

記

１　部活動の実施については、体罰や行き過ぎた指導を生まない体制づくりを整えるとともに、生徒及び顧問の負担過重にならないよう練習内容、練習時間を随時見直すなど、適切な部活動の在り方について、前向きに検討していくこと、その際、以下の通知及び資料を参考とすること。

・平成３０年３月　スポーツ庁『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』
・平成３０年７月１３日付け教保体第７２４号『「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の策定について（通知）』
・平成３０年７月１３日付け教保体第７２６号『運動部活動の運営等に係る指導の手引について（通知）』

２　部活動の実施については、部活動顧問会議を行うことを通し、学校全体で部活動の運営について検討する場を設定するとともに、教職員の協力体制が得られるように工夫すること。

３　部活動の遠征等の際の移動に関しては、原則、自転車及び公共交通機関の利用とすること。また、交通不便等の事情がある場合には、より安全な方法、回数、保護者負担等について、学校として十分精査して行うこと。

４　上記１～３について、生徒や保護者の考え等を把握し、部活動保護者会等を通して、保護者と十分な合意形成を図るよう努めること。

嵐教委発第１２１６号
平成３０年７月１７日

嵐山町立各中学校長　様

嵐山町教育委員会教育長

「嵐山町立中学校に係る部活動の方針」の策定について

平成３０年３月､スポーツ庁より『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラン』が示され、平成３０年７月１３日には、埼玉県教育委員会より、教保体第７２４号『「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の策定について（通知)』、及び教保体第７２６号『運動部活動の運営等に係る指導の手引について（通知)』が示されました。

嵐山町教育委員会では、これらのガイドライン並びに県教委通知に則り、「嵐山町立中学校に係る部活動の方針」を策定しましたので送付します。

つきましては、貴管下職員に周知いただくとともに、各中学校においては、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、適切な部活動運営に御配慮願います。

なお、後日、各中学校において策定した「学校の部活動に係る活動方針」を御提出いただきますので、よろしくお願いいたします。

小学校には、業務改善の一環としてとらえていただきたく参考として送付します。

嵐山町立中学校に係る部活動の方針

平成３０年７月１７日
嵐 山 町 教 育 委 員 会

１　部活動の方針等の策定

校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表に努める。

各部活動における顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

２　指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒や教職員数等の配置状況を踏まえ、適正な数の部の設置に努める。

また、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるように留意するなど､教職員の協力体制が得られるように工夫する。

さらに、各部活動の活動内容を把握し、必要に応じて指導・是正を図る。

３　適切な指導の実施

顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるように、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

また、熱中症・落雷等の被害防止も含め、生徒の安全・安心の確保を徹底する。

４　適切な休養日の設定

以下の基準に沿って、部活動を行うように努める。

- 平日は少なくとも１日以上、土日は少なくとも１日以上を休養日とする。
 （大会等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中は、週に２日以上休養日を設けるとともに、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- １日の活動時間は、平日では２時間程度、学校の休業日は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。